

中小企業の技術革新による活性化

独立行政法人 科学技術振興機構
JST サテライト岩手
館長 猪内 正雄



中小企業が果たす地域経済活性化への役割：

最近のわが国の経済は回復傾向にあるとされていますが、その一方で好調な大企業と低迷傾向の中小企業の二極化が懸念されています。特に地域においては都市圏に比べて中小企業の占める割合が大きいことから地域経済に及ぼす影響が大きく、中小企業の生産性の向上、競争力の強化などによる企業の再生が期待されております。

技術革新による中小企業の活性化：

中小企業の活性化のための課題は地域あるいは業種によって異なりますが、価格競争が激しくなる中で企業が発展していくためには、一般的には高付加価値化と低コスト化を図るためのイノベーションが不可欠だといわれております。最近地域における製造業の衰退化傾向がみられますが、地域ではサービス産業の割合に比べて製造業の割合が多いことから、地域経済の立て直しのためには技術革新による製造業の活性化が重要な課題といえましょう。しかし、中小企業が技術開発を進めるためには資金、研究施設、人材、販売量などの問題で、困難性を伴うのが普通です。これらの問題を解決するためには、最近いろいろな形で進められている「産学官連携」のシステムを活用することが有効でしょう。

「JST サテライト岩手」の開館と地域活性化への支援：

独立行政法人科学技術振興機構（JST）は、特殊法人科学技術振興事業団が平成15年10月に独法化されてできた組織で、「科学技術基本計画」を推進するための中核機関として位置づけられております。JSTではこのために、新技術の創出に関する研究および企業化開発、科学技術の流通促進や国民の関心・理解の増進などに関する各種の幅広い事業を展開しております。また、研究成果を活用して地域の経済活性化を促進するために、平成13年から16年にかけて全国8地域に研究成果活用プラザを設置しました。さらに、昨年10月にはプラザの機能を地域的に補完する目的で、全国4地域にサテライトを立ち上げました。「サテライト岩手」もその一つで、事業の対象地域としては岩手県のみならず青森県および秋田県を含む北東北3県を分担しています。サテライトの事業としては、地域の活性化を目的とした新技術の開発研究（事業化のための育成研究）の実施、実用化の可能性を探索する研究（シーズ育成研究および事業化可能性試験）の委託、産学官交流のための諸行事の企画実施などがあります。当「サテライト岩手」としては、特に北東北の地域性に関わって推進しなければならない科学技術の研究（たとえば天然資源の利活用、農林水産業の振興、自然環境の保全など）についても、今後積極的に支援していきたいと考えております。

おわりに：

「JST サテライト岩手」は地域における技術開発・育成を支援することにより新産業の創出と地域経済の活性化の実現に貢献出来ることを願っています。当サテライトの活用をお待ちしています。

平成 18 年度 全国中央会助成事業の募集について

全国中央会では、平成 18 年度における助成対象組合等を下記の「募集・選考日程」等により行いますので、お知らせいたします。

岩手県中央会としては、組合等の助成事業の応募に際して多くの組合等の助成希望が受け入れられるよう、その計画書作成等の支援をしておりますので、助成事業の内容等、御遠慮なくご相談ください。

なお、募集要綱及び応募書類（様式）につきましては、先日郵送しておりますが、岩手県中央会連携支援部までご連絡いただければ、再送いたします。なお、全国中央会のホームページからもダウンロードすることができます。

全国中央会ホームページ アドレス：<http://www.chuokai.or.jp/>

岩手県中央会連携支援部 ; 019 - 624 - 1363

【補助対象組合等の募集・選考日程】

補助対象組合等の募集・選考日程 （予定）

公募開始	1月16日
応募締切	2月28日（全国中央会への応募申請）
書類選考	3月上旬
事業内容ヒアリング	3月下旬～4月上旬 ヒアリングを行わない事業もあります
選考委員会 採否の通知	4月下旬
交付申請説明会	5月中旬
補助金交付申請	説明会開催以降
補助金交付決定 事業開始	交付申請審査以降

上記の日程は予定ですので、変更する場合があります。

平成18年度全国中央会「募集助成事業一覧」

事業名	事業の趣旨	事業のテーマ等	補助対象経費	補助金額	補助対象数	補助対象者
中小企業組合等活路開拓事業	中小企業者が新たな活路の開拓の他、中小企業の発展に寄与するテーマ等について、改善への取り組みを共同で行う事業に対し支援	技術・技能継承・後継者育成、経営環境変化、IT・環境問題、労働問題、取引慣行是正、事業構造改善・新事業分野進出、創業者支援、情報化促進、中心市街地活性化、その他	謝金、旅費、会議費、会場借料、会場設営費、資料費、印刷費、広告宣伝費、集計費、車両借上費、委託費、借損料、見学実習費、原稿料、原材料費、機械装置等購入費、備品費、製造・改良・据付料、加工費、実験費、光熱費、燃料費、試作費、設計費、消耗品費、雑役務費、通信運搬費	補助金限度額 12,167千円 (事業費の総額が20,278千円以下なら要した額の6/10以内)	70 組合等	事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合(連合会含む)、商店街振興組合(連合会含む)、
組合等自主研修事業	中小企業組合等がその組合員(会員)等を対象に研修を行い、組合等の人材養成促進のために実施する事業に対し支援	研修内容...経営・販売管理、経理、財務、労務、運営等 研修対象...組合員(会員)等 研修方法...講義、討議、事例、研究等	謝金、講師旅費、会場借料、資料費、印刷費、借損料、消耗品費、雑役務費、通信運搬費	補助金限度額 180千円 (事業費の総額が300千円以下なら要した額の6/10以内)	75 組合等	生活衛生同業組合(連合会含む)、公益法人、共同出資会社、任意グループ
組合等Web構築支援事業	組合等が、インターネットを通じて全国に公開する組合等のWebサイト制作に要する経費の一部を補助	以下の業務が対象 制作企画、データ収集整理等 Webサイト制作(情報・サービスの構築) Webサイト公開に係るサーバへの登録	謝金、旅費、会議費、会場借料、資料費、印刷費、通信運搬費、消耗品費、委託費	補助金限度額 420千円 (事業費の総額が700千円以下なら要した額の6/10以内)	70 組合等	生活衛生同業組合(連合会含む)、公益法人、共同出資会社、任意グループ
組合等情報ネットワークシステム等開発事業	中小企業者のIT活用による経営革新を推進するため、組合等連携組織を基盤として実施する右記の事業内容に対し、事業費の一部を助成	組合等情報ネットワークシステム構築事業...基本設計・開発等 組合員等業務用アプリケーションシステム開発事業...同上 組合等情報ネットワークシステム啓発・普及事業...啓蒙普及・PR活動等	謝金、旅費、会議費、会場借料、原稿料、資料費、印刷費、通信運搬費、消耗品費、雑役務費、委託費	補助金限度額 12,167千円 (事業費の総額20,278千円以下なら要した額の6/10以内)	20 組合等	

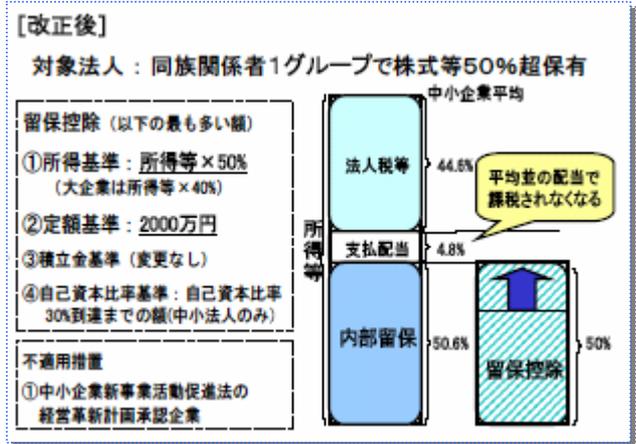


中小企業関係税制改正の概要まとまる

同族会社の留保金課税制度の抜本的見直し【法人税】

同族会社においては、経営者 = 株主(オーナー)となっている場合が多く、会社に利益が出て、オーナーの所得税等とのバランスを考慮して、配当を行わず社内に留保していることが多いという理由から、この内部留保が一定の金額以上になると、通常の法人税とは別に特別な法人税が課せられています(留保金課税制度)。

しかし、経営基盤の脆弱な中小企業にとって内部留保は必要不可欠なものであるとの認識から、18年度の税制改正大綱では、留保金課税の対象となる法人を同族関係者1グループで株式等50%以上保有する会社のみ限定し、それに該当する企業においても、内部留保に対する控除額を大幅に引き上げることによって、平均並みの配当を行えば、実質的に課税されなくなるという制度の抜本的な見直しが行われています。



役員給与の損金算入のあり方の見直し【法人税】

これまで、損金に算入できる役員報酬は、「一月以内の期間を単位として、定期的に同一の額を支給する役員給与(定期定額要件)」しか認められず、そのため、年2回のボーナス等といった「役員賞与」は、税務上の経費として否認されていました。しかし、2006年5月に施行される新会社法において、役員報酬・賞与が職務執行の対価として一本化され、一方で最低資本金制度の撤廃等により、個人事業者が法人形態を選択することが容易になったことを受け、中小企業のニーズに即した役員給与の支給を実現するため、従来は損金算入が認められていなかった役員への臨時給与(ボーナス)について、あらかじめの定めがあれば損金への算入を認めるものとしています。

同時に、実質一人会社(同族関係者で株式の90%以上を保有し、同族関係者が常務に従事する役員過半数を占める会社)について、節税目的の「法人成り」を抑制するという観点から、オーナー社長の報酬については、給与所得控除相当分を法人段階で損金不算入とすることとしています。この制度は、その要件を満たす既存の企業にも適用され、実質的な収支が0円であっても、課税所得に役員給与所得控除相当分が加算されることになるため、思わぬ税負担となる可能性もありますので、十分留意しておくことが必要と思われます。

(1) 定期定額要件の緩和

【現行】

一月以内の期間を単位として、定期的に同一の額を支給する役員給与を損金算入



【改正後】

あらかじめの定めに基づいて確定時期に確定額を支給する役員給与を損金算入(年2回のボーナス等)

(2) 実質一人会社の社長報酬の損金算入に係る適正化

【現行】

個人事業者が法人形態をとれば、オーナー社長報酬につき、法人段階で損金算入、個人段階で給与所得控除が利用可能(「経費の二重控除」)新会社法で最低資本金要件等が撤廃、節税目的の法人成りが容易化。



【改正後】

実質一人会社のオーナー社長報酬につき、給与所得控除相当分を、法人段階で損金不算入とする。
同族関係者で株式の90%以上保有し、常務に従事する役員過半数を占める会社
適用除外：所得(課税所得とオーナー社長報酬の合計額)が800万円以下の場合
所得3000万円以下で、社長報酬の占める比率が1/2以下の場合

中小企業投資促進税制の拡充・延長 【法人税・所得税・住民税】

改正の概要

以下の拡充を行った上で、2年間延長(税額控除7%、特別償却30%)。

①ソフトウェアを対象に追加

中小企業の生産性向上に資するソフトウェア投資が大企業に比べ不十分であること等を踏まえ、ソフトウェアを対象に追加。

【生産性向上に寄与するソフトウェア投資の例】

<CAD/CAMソフト(コンピュータ設計・製造支援):金属加工業等>

[課題]多品種少量生産のため、試作品製造に相当のコスト・時間が必要。
[効果]コンピュータ上で作業を進めることにより、実際に製造する試作品数の削減と部品数の削減が可能となり、コスト削減・納期短縮に成功。

<運行管理ソフト:運輸業>

[課題]乗車率の向上や空車両の減少による経費削減。
[効果]コンピュータ上で配車予約、乗務員別、車両別の売上集計が可能となるほか、乗務員の日報作成・請求書作成が迅速化し、大規模な業務効率の向上を達成。

②器具・備品の対象品目の拡充

中小企業の生産性向上に資する情報化投資を支援するため、器具・備品の対象品目を見直し、従来からの対象品目である電子計算機に加え、デジタル複合機を追加。

【延長後の対象設備等】

- (1)全ての機械・装置
- (2)「電子計算機」「デジタル複合機」の器具・備品2品目
- (3)ソフトウェア
- (4)普通貨物自動車(車両総重量3.5t以上)
- (5)内航船舶(取得価額の75%が対象)

<改正の効果>

ソフト・ハード両面からの情報化投資をはじめとして、中小企業の前向きな投資を後押しする本税制により、中小企業の設備投資が活性化され、生産性の向上が図られる。

中小企業者等の少額減価償却資産特例の延長 【法人税・所得税】

平成15年度改正で創設された少額減価償却資産の損金算入特例(資本金1億円以下の中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、全額損金算入[即時償却]を認める制度)について、特例の適用対象となる損金算入額の上限を年間300万円とした上で、2年間延長するものとしています(適用期間2006年4月1日~2008年3月31日)。

この制度は、中小企業全体の約1割の事業者に活用されており、そのうち資本金1千万円以下の小規模企業が約7割を占めています。制度の延長により中小企業の事務負担を軽減し、小規模企業を中心とした設備投資の促進を図ることを目的としています。

現行

資本金1億円以下の中小企業者等が
30万円未満(一件当たり)の
減価償却資産を取得した場合、
全額損金算入(即時償却)が認められる。



改正後

現行の制度を平成20年3月31日まで延長。

ただし、即時償却できるのは、少額減価償却
資産の取得価格の合計額で300万円まで。



産業競争力強化のための情報基盤強化税制の創設 【法人税・所得税・住民税・事業税】

中小企業においては、未だ、部門や企業を越えた情報資産の共有・活用は不十分であり、また、情報管理のセキュリティ対策についても遅れています。このままでは、国際競争力の低下及び社会全体の情報セキュリティリスクが顕在化するおそれがあることから、情報セキュリティを確保しつつ、競争力そのものを強化するため、高度な情報セキュリティが確保された情報システムへの投資に対する新税制を創設するものとしています。

制度の概要

情報セキュリティ強化と国際競争力強化の観点から、高度な情報セキュリティが確保された情報システム投資を促進し、情報基盤を強化するための税制上の措置を講ずる。

(税額控除(10%)又は特別償却(50%)の選択適用)

【対象投資の内容】

OS 及びこれと同時に設置されるサーバー
データベース管理ソフトウェア 及びこれと同時に設置されるアプリケーションソフトウェア
ファイアウォール (又は と同時に取得されるものに限る)
ISO/IEC 15408 に基づいて評価・認証されたもの

注1. 年間投資額: 資本金1億円以下 300万円以上(資本金1億円超 10億円以下 3,000万円以上)

注2. 資本金1億円以下の法人については、リース投資も税額控除の対象(リース総額: 420万円以上)

注3. 適用期限は2年間

注4. 税額控除について、法人税額の20%相当額を限度とし、控除限度超過額については1年間の繰越を認める。

中小企業の事業承継の円滑化に資する税制の整備(物納手続の改善) 【相続税】

物納制度とは、相続税を納めることが延納でも困難な場合、一定の条件のもとに相続財産を現物で国に納付するという制度です。今回の税制改正大綱では、中小企業が過重な相続税負担のため次世代に継承されないことは、日本経済にとって大きな損失であるという観点から、キャッシュに乏しい中小企業の事業承継の円滑化を図るため、自社株式の物納に係る許可基準を緩和するなど、相続に係る物納制度について大幅な見直しを行っています。

制度の概要

物納許可基準の緩和・明確化

- ・これまで不明確だった物納不適格財産を法令で限定・明確化。
取引相場のない株式については譲渡制限株式のみが物納不適格とされ、それ以外の株式の物納は、業績等を問わずに認める。

物納手続の迅速化・明確化

- ・物納許可に係る審査期間(原則3ヶ月以内)の法定
- ・物納手続に必要な書類の明確化及び提出期限の法定 等

その他納税者の利便の向上等

- ・延納中に延納困難となった場合に物納を認める制度の創設 等

交際費の損金算入の特例の延長及び課税の範囲の明確化 【法人税】

交際費は原則として損金不算入とされていますが、販売促進の手段が限られている中小企業にとって、その事業活動に不可欠な交際費が損金として認められることは非常に重要です。また、交際費の範囲については、会議費等の隣接費用との区分が明確でないなど、様々な議論が存在しています。

このような事情を踏まえて、中小企業の事業活動の円滑化を図るため、中小企業に限って認められている交際費の損金算入の特例措置を延長するとともに課税範囲の明確化を図る見通しです。

制度の概要

(1) 損金算入の特例の延長

資本金1億円以下の企業に限って認められる交際費の損金算入特例を2年間延長する。

< 交際費の損金算入特例 >

交際費の額	}	いずれか少ない金額の90%相当額の損金算入が認められる
400万円定額控除		

(2) 交際費の課税上の範囲の明確化

実務上、一人当たり3千円が交際費と会議費の区分の目安とされていたところ、交際費とは別に一人当たり5千円以下の飲食費(役職員間の飲食費を除く)について損金算入を認めることを明確化する。

中小企業技術基盤強化税制(税額控除割合上乘せ措置)の見直し・強化 【法人税・所得税・住民税】

改正の概要

○中小企業技術基盤強化税制

試験研究費総額の12%を税額から控除する(恒久的措置)。



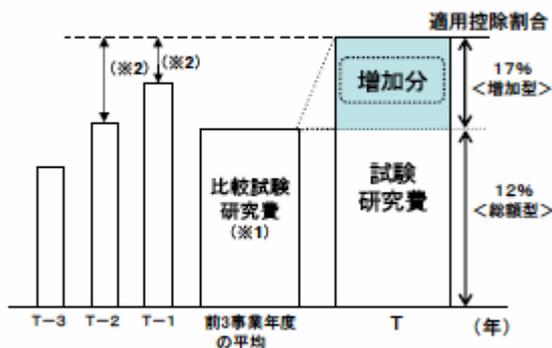
○試験研究費の増加額に係る税額控除制度(2年間の措置)

→上記恒久的措置に、増加型の税額控除制度を統合し、増加額に対して追加的に5%を税額控除。

なお、比較試験研究費は、直近の3事業年度の試験研究費の平均(※1)。また、直近2事業年度よりも当年の試験研究費が多いことが条件(※2)。

この結果、増加分に対して合計17%の税額控除となる。

【総額型(恒久的措置)と増加型を統合】



< 改正の効果 >

研究開発投資の増加に対する税額控除の拡充を通じ、我が国の中小企業の研究開発投資の一層の増大を図り、激化する国際競争に勝ち抜く産業競争力を実現。

以上、中小企業に関連する「18年度税制改正大綱」のポイントについてご紹介しましたが、例年のスケジュールでは、政府はこの大綱をベースに翌年の予算案・税制改正案を作成、通常国会に予算関連法案として一括提出し、3月末までに成立を見るという流れとなっています。



“改正”独占禁止法について

平成 17 年 4 月 20 日に成立した改正独占禁止法が、今年 1 月 4 日に施行となりました。同法の制定は昭和 22 年に遡りますが、今回の改正では、課徴金の大幅引き上げや課徴金減免制度の導入等、昭和 52 年の改正に続く約 30 年ぶりの抜本的な改正とされています。

本項では、その改正のポイントについて特集します。

< 独占禁止法とは >

消費者が、品質が良く安いものを選ぼうとすれば、企業も消費者の選択に合わせて努力し、経済全体の発展が図られるという市場のメカニズムを機能させるため、不当な拘束を排除し、個々の企業が公正で自由な競争を維持できるよう、昭和 22 年に制定された自由経済社会の基本ルールとなる法律。

ちなみに正式名称は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」。

課徴金算定率の引き上げ

独占禁止法では、これまでもカルテルを行った事業者や事業者団体の構成事業者に対して、課徴金を課していましたが、今回の法改正によって、その算定率が大幅に引上げられました。また、過去 10 年以内に課徴金納付命令を受けた事業者が違反を繰り返した場合は、5 割加算された算定率が適用されます。

この課徴金は、違反した期間の商品又は役務の売上額にこの算定率を乗じて算出されます。

		従 来	改正後	早期解消	再度の違反
大企業	製造業等	6 %	10 %	8 %	15 %
	小売業	2 %	3 %	2.4 %	4.5 %
	卸売業	1 %	2 %	1.6 %	3 %
中小企業	製造業等	3 %	4 %	3.2 %	6 %
	小売業	1 %	1.2 %	1 %	1.8 %
	卸売業	1 %	1 %	0.8 %	1.5 %

「早期解消」とは、違反行為の期間が 2 年未満で、調査開始日の 1 ヶ月前までに違反行為をやめていた場合です。

「再度の違反」とは、調査開始日からさかのぼり 10 年以内に課徴金納付命令を受けたことがある場合です。

課徴金と罰金の調整

課徴金と罰金が科される場合、罰金の半分相当額が課徴金から控除されます。

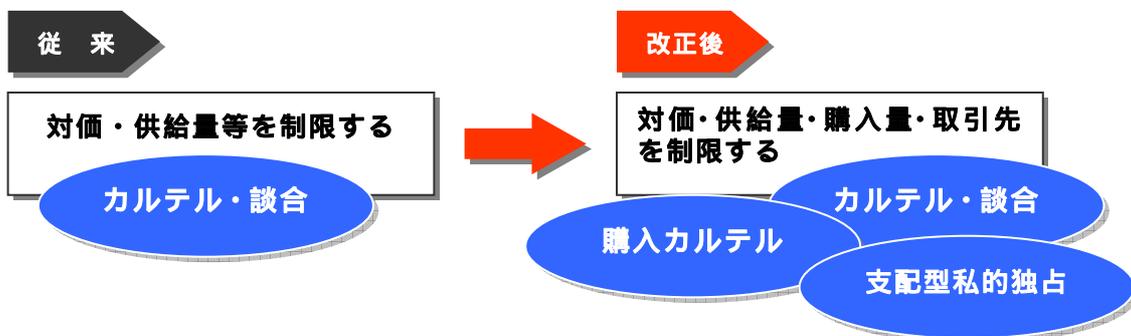
< 算定例 > 罰金 2 億円、課徴金 5 億円の場合

$$\text{課徴金額 (5 億円)} - \text{罰金の半分相当額 (1 億円)} = 4 \text{ 億円}$$

罰金 2 億円、課徴金 4 億円となります。

課徴金の適用対象範囲の明確化・拡大

商品や役務のシェア、取引先を制限することで対価に影響することとなるカルテルも課徴金の対象となることが明確化されました。購入カルテル、支配型私的独占も新たに課徴金適用の対象となります。



課徴金減免制度の導入

事業者が自ら関与したカルテル・談合について、その違反内容を公正取引委員会に報告した場合、課徴金が減免されます。公正取引委員会が立入検査を行う前に早期に報告するほど、課徴金の減免額が大きくなります。

- | | | |
|---|--|----------------------|
| <ul style="list-style-type: none">● 立入検査前の1番目の申請者● 立入検査前の2番目の申請者● 立入検査前の3番目の申請者● 立入検査後の申請者 | <ul style="list-style-type: none">課徴金を免除課徴金を50%減額課徴金を30%減額課徴金を30%減額 | } 合計3社まで、課徴金が減免されます。 |
|---|--|----------------------|

犯則調査権限の導入

これまでは公正取引委員会が違反行為を調査したり、審判を行う手続きは全て行政手続となっており、自ら犯罪を捜査する権限はありませんでしたが、今回の法改正により、公取委の職員は、従来の行政手続による調査に加え、裁判所の令状に基づき、関係事業者の臨検、捜索を行い、必要な物件を差し押さえることができるようになりました。調査の結果、刑事告発が相当との心証があった場合には、検事総長に告発が行われます。

罰則規定の改正

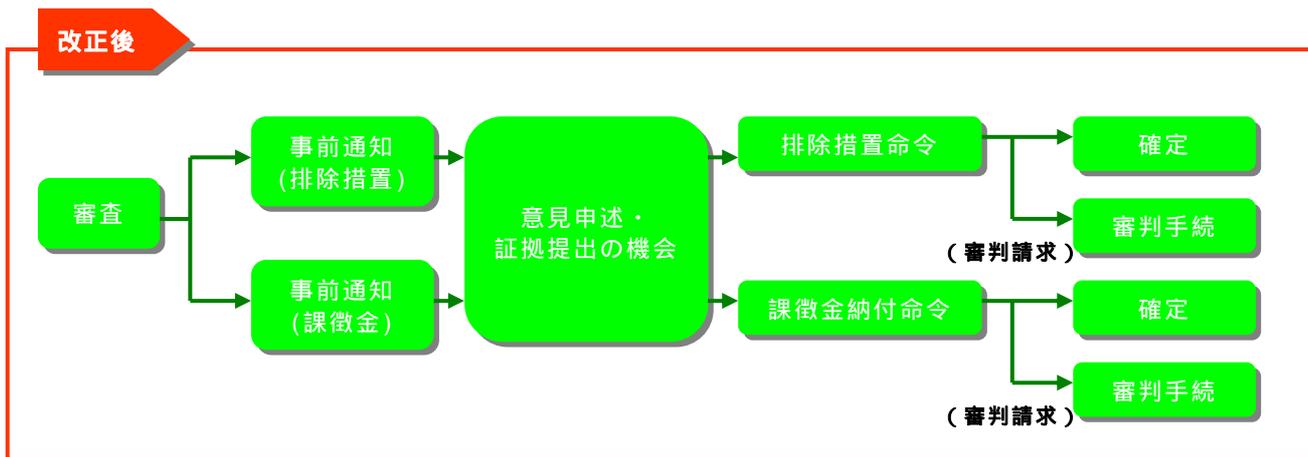
公正取引委員会の排除措置命令に違反したり、調査妨害を行った場合に科せられる罰金が大幅に引き上げられました。

確定排除命令違反罪に係る法人の罰金額



審判手続等の改正

従来の独禁法では、違反事件の審査後、公正取引委員会が違反行為の心証を得たときは、まず事業者には違反事実を摘示した上で、排除措置をとることを勧告する「勧告制度」が採用されていました。今回の法改正では、この「勧告制度」が廃止され、事業者には意見申述・証拠提出の機会を与えるなどの事前手続を踏んだ上で、「勧告」を行わずに排除措置命令や課徴金納付命令などを行うこととなります。



独占禁止法と中小企業組合の関係

組合法や団合法に基づいて設立された中小企業組合は、原則として独占禁止法の適用が除外されています（独占禁止法第 22 条）。これは、中小企業者の公正な経済活動の機会確保という政策目的に立脚し、小規模の事業者が相互に扶助しあうことによって経済的地位の向上を図り、大企業との格差を是正していくという協同組合等の目的達成のため、自由経済社会の基本ルールである独占禁止法を例外的に適用しないというものです。

しかし、協同組合等が行う全ての行為が適用除外となっている訳ではなく、同法 22 条但書にあるとおり、組合が「不公正な取引方法を用いる場合」又は「一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合」には、組合が実施する事業といえども、独占禁止法の適用を受けます。

また、同法の適用除外は、小規模の事業者の相互扶助を目的とすることから、一定の基準を超えた事業者を組合に加入させる場合、あるいは所属する組合員が一定の基準を超えた場合には、組合は組合法第 7 条第 3 項の規定に基づき、30 日以内に公正取引委員会に対して所定の様式による届出書を提出し、組合が独占禁止法の適用除外の要件を満たすかどうかの判断を仰がなければなりません。

組合員が、下記の 2 つの要件に該当する場合には、公正取引委員会への届出が必要となります。

- | | |
|--|---|
| <p>1. 出資金の規模が 3 億円を超える
（製造業・建設業・運輸業など）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小売業の場合は 5,000 万円を超える ・サービス業の場合は 5,000 万円を超える ・卸売業の場合は 1 億円を超える | <p>2. 従業員の規模が 300 人を超える
（製造業・建設業・運輸業など）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小売業の場合は 50 人を超える ・サービス業の場合は 100 人を超える ・卸売業の場合は 100 人を超える |
|--|---|
- （業種は、事業者の主たる事業について判定します。）



平成 18 年度 新連携対策補助金（事業化・市場化支援事業・ 連携体構築支援事業）に係る公募について

経済産業省・中小企業庁では、中小企業が事業の分野を異にする事業者（中小企業、大企業、個人、組合、研究機関、NPO等）と有機的に連携し、その経営資源（技術、マーケティング、商品化等）を有効に組み合わせ、新事業活動を行うことにより、新市場創出、製品・サービスの高付加価値化を目指す取り組み（「新連携」）を支援することを目的として、平成18年度予算において新規採択の公募を行っています。

なお、詳細につきましては経済産業省・中小企業庁及び各経済産業局より公表される資料又はホームページをご覧ください。http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shinpou/051227shinrenkei_koubo.htm

【事業概要】

事業化・市場化支援事業

中小企業新事業活動促進法に基づく「異分野連携新事業分野開拓計画」の認定を受けた代表者が、当該計画に従って行う事業の市場化に必要な取り組みを支援します。具体的には、複数の中
小企業が連携して行う新事業に必要な新商品開発（製品・サービス）に係る実験、試作、研究会、
マーケティング調査等に係る経費を補助します。

連携体構築支援事業

専門知識や高度な技術等を有する中小企業が新事業の具体化を図るため、自己の優れた経営資源（技術、マーケティング、商品化等）を持ち寄り、他者（企業、組合、研究機関、NPO等）と連携体を構築する取り組みを支援します。具体的には、連携構築に資する規約の作成、コンサルタント、マーケティング調査等に係る経費を補助します。

<スキーム>

国（経済産業局） （3分の2補助） 連携体代表者（中小企業者等）

【交付の対象】

1. 補助の対象となる要件

(1) 事業化・市場化支援事業

中小企業新事業活動促進法に基づく「異分野連携新事業分野開拓計画」の認定を受けた代表者であること。

(2) 連携体構築支援事業

中小企業者であること。

2. 補助率

補助対象経費の3分の2以内

3. 補助金額

(1) 事業化・市場化支援事業

事業化・市場化

1件あたりの補助金額は、2,500万円以内
技術開発を伴う事業化・市場化

1件あたりの補助金額は、3,000万円以内

(2) 連携体構築支援事業

1件あたりの補助金額は、500万円以内

4. 補助事業期間

交付決定日から平成19年3月31日まで

【公募期間】

事業化・市場化支援事業

第1期：平成18年2月1日(水曜)～平成18年2月28日(火曜)

第2期：平成18年7月3日(月曜)～平成18年7月31日(月曜)

第1期は、平成18年度の予算成立後速やかに事業を開始できるようにするため、予備審査公募としています。採択・執行にあたっては、国会での平成18年度予算成立が前提となります。

連携体構築支援事業

平成18年7月3日(月曜)～平成18年7月31日(月曜)

申請に関するお問い合わせは

東北経済産業局
産業部中小企業課
新連携支援室 まで

〒980-8403

仙台市青葉区本町3-3-1

TEL：022-262-1244

<http://www.tohoku.meti.go.jp>

新市誕生 遠野市

- Town Information -

平成 17 年 10 月 1 日に旧遠野市と宮守村が合併し、人口 32,364 人、面積 825.62 平方キロメートルの新しい「遠野市」が誕生しました。

遠野市は、岩手県を縦断する北上高地の中南部に位置し、内陸と沿岸を結ぶ交通・産業の要所で、標高 1,917 m の早池峰山を最高峰とする標高 300 ~ 700m の高原群が周囲を取り囲み、市域の中央部にある遠野盆地に市街地を形成します。

冷涼な気候と豊かな自然環境を生かした農林業を基幹産業とし、旧遠野市はホップの生産量日本一、旧宮守村は東北一のワサビの生産地として知られていました。

四季が織り成す豊かで美しい自然は、多くの人々に親しまれ、数多くの民間伝承を伝える「民話の里」として、全国からたくさんの観光客を集めています。

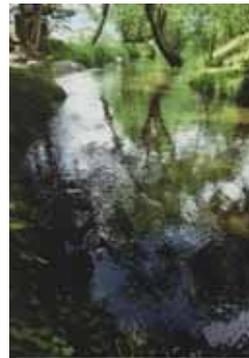


遠野市長 本田 敏秋 氏

メモ 人口 32,364人 面積 825.62km²
URL <http://www.city.tono.iwate.jp/>

“永遠の日本のふるさと”を目指して

「遠野市」では、両市村地域資源の活用、農林水産業を基幹とした産業の活性化、安心して暮らせる保健・医療・福祉の体制づくり、地域を担う人づくりの推進、住民と行政の協働によるまちづくりという5つの重点課題に取り組むとともに、高速交通網を軸とした周辺市町村との積極的な連携による「遠野広域経済圏」を視野にいれながら、「2つの個性が融合し、躍動する、新しい遠野郷の創造」を基本理念として、「永遠の日本のふるさと」づくりを進めます。



「かっぱ淵」

柳田國男の「遠野物語」にもとり上げられた河童伝説で有名な「かっぱ淵」。全国から観光客が訪れる遠野の名所のひとつ。

新市まちづくり先導プロジェクト

「遠野市」の新市まちづくり計画では、観光、産業、生活環境整備の3分野で「新市まちづくり先導プロジェクト」を設定しています。

新・遠野ツーリズム推進プロジェクト

遠野市、宮守村それぞれの豊かな自然と歴史・文化が融合したグリーン・ツーリズムを「新・遠野ツーリズム」として推進し、「ふれあい・自由・体感・誰でも・何人でも」を原則としながら、更なる交流人口の拡大から定住人口の拡大に向けた取り組みを進めます。

新・遠野モデルの産業振興プロジェクト

遠野市、宮守村それぞれで培われてきた農林水産業、商工業、そしてそれらが融合した「第6次産業」の営みを「新・遠野モデル」と命名し、地域内経済循環を重視しながら、地域間競争・国際競争に打ち克つビジネスモデルの形成を図ります。

新・遠野ライフスタイルの充実プロジェクト

子どもから高齢者まで、すべての市民が「心の豊かさ」を感じ、思い思いのライフスタイルをデザインできる仕組みを「新・遠野ライフスタイル」と命名し、遠野市、宮守村それぞれにある各種生活基盤を明確に役割分担しながら、市民の充実した毎日をサポートします。



古の農村文化を再現した「遠野ふるさと村」



情報連絡員レポート

1 2 月分 景況感は総じて横這い

全体の概要

前月に続いて、鉄鋼・金属製造業等では回復の動きがみられると共に下旬からの大雪と寒波に伴い、小売業及び商店街の一部で冬物関連商品の売上が好調だったほか、タクシー等の運輸業や除雪業務を行う一部サービス業でも売上が対前年比で増加した。しかし、その他の製造業及び建設業関連等の非製造業では、原油価格の高騰、公共工事の削減、消費の抑制等により、依然として収益・景況感の悪化が目立っており、本県中小企業の経営環境は、全体としては厳しい状況が続いている。

主な業界及び地域組合等の動向

調味料製造業

味噌の出荷量は前年同月比-12.1%(102t)。在庫数量は前年同月比+20.5%(446t)。また、醤油の出荷量は前年同月比-4.2%(476 kℓ)。在庫数量は前年比±0%(468 kℓ)。

木材・木製品製造業

冬山入山を準備する前に継続的な降雪、積雪により伐採作業が停滞したこと、東北電力の鉄塔仮設に伴う架線下の支障木伐採作業に盛岡以南の多くの素材生産業者が従事したためチップ原木生産はストップした。

砕石製造業

県南地域はダム、河川改修工事等で前年より若干増加傾向にあるが、県北、沿岸地域は依然として厳しい状況にある。

水産物卸売業

期待された12月の水産物取扱高は、取扱量で2,306t(前年同月比 4.6%)、取扱金額で2,510百万円(前年同月比 0.9%増)と11月に引き続き取り扱い金額は前年を上回った。平成17年の年間取扱高は量、金額とも前年を下回り、依然凋落傾向が続いている。

売上等の動向(全業種DI値)

自転車小売業

12月は、防犯登録の販売枚数で見れば対前年比45%で終わり、年間を通じても同比88%となり17年販売計画比88.6%と大幅にダウンした。特に量販店の落込みが大きく、報道されている様な全国レベルでの踊り場あるいは景気向上という実感は全くない。

各種商品小売業(盛岡市)

月初からの大雪により防雪・防寒対策用品が好調。特に防寒靴が前年比4~5割の売り上げ増加を示し、全体を押し上げ、12ヶ月ぶりに前年比100を上回った。靴店を除けば前年比98%程度で例年並みである。

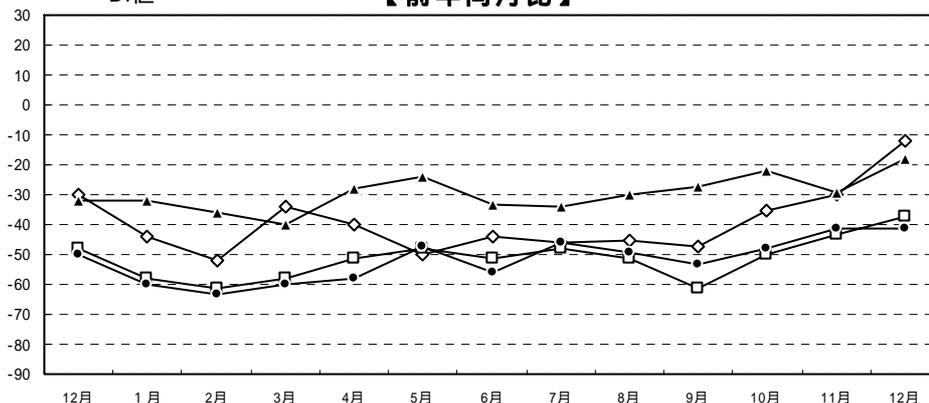
商店街等(一関市)

早めに寒さと積雪があり、一部衣料と靴、家電で売上が増加したが、全体では前年並みであった。組合事業11月実績はショッピングで前年比98.9%、キャッシングが89.3%と3ヶ月連続で二桁のダウン。4月からの総取扱高累計前年比は99.0%となった。

旅館業

県内のスキー場は積雪にも恵まれ、順調な入り込みを見せているようですが、全般に宿泊を伴う忘年会もさほど伸びず、業況の厳しさは変わりありません。

DI値 【前年同月比】



景気動向指数

DI (デフュージョン イデックス) 値
DI 値は「好転」業種割合から
「悪化」業種割合を差し引いた
数値

- ... 売上受注
- ... 収益状況
- ... 資金繰り
- ... 景況



企業組合味工房楓

理事長	長洞 康子
組合員数	4名
出資金	4,000,000円
住所	宮古市保久田 3-12
電話	0193-63-1911

人気の味の復活

陸中海岸国立公園のほぼ中心に位置し、名勝「浄土ヶ浜」を有する宮古市に新たな企業組合「企業組合味工房楓」が誕生した。「企業組合味工房楓」は一昨年12月に閉店した宮古市内の老舗スーパーの惣菜部門に長年勤務し、惣菜や饅頭を調理・販売していた女性従業員4名が、長洞理事長を中心として、設立。

設立のきっかけとなったのは、長洞理事長がスーパー勤務時代に開発した、「楓まんじゅう」。このまんじゅうは、北は北海道、南は名古屋まで配達するヒット商品で、彼岸には1万2千個、端午の節句には4千個の販売実績があった。しかし、そんな人気の手づくりまんじゅうもスーパーの閉店により無くなってしまい、名物であった手づくりまんじゅうを惜しむ声が顧客の間に多く広がった。そういった中、長洞理事長達は「待っている多くの人がいる」という思いから、創業を決意。平成17年3月、地元商工会議所が主催した起業相談会を経て、本会の支援事業を活用してコーディネーターや中小企業診断士のアドバイス等を受けて事業計画を練り、同年8月に宮古市で二番目となる企業組合を設立。そして同年9月2日に、宮古市保久田町に惣菜店「味工房楓」をオープン。以来、惣菜や弁当などを買い求める大勢の人で賑わっている。



人気の楓まんじゅう

キメ細かなサービスの提供

近年、女性の社会進出の定着化、消費者嗜好の多様化、核家族化、個食化などのため惣菜を利用する人が増加してきており、そういった人たちを支えよう支援しようとしている。そんな「味工房楓」は以下の4点をモットーとしている。

「調理時間の短縮化、家事代行を担う手づくりの味」を大事にした商品を扱う。

野菜を中心としたメニューの割合を高め、健康志向をアピールする。

低カロリーで健康的イメージの高いメニューをおしゃれに提供。

地場産品の生産者と連携。

加えて、一般家庭での食事、行事での弁当、巻き寿司、おにぎりや冠婚葬祭における赤飯、饅頭、オードブルの販売も行っている。また、バイキング方式で販売した商品をお店で食べることができるように、テーブル、椅子を設置し、汁物やお茶を出す等といったキメ細かなサービスを提供している。





企業組合味工房楓

理事長	長洞 康子
組合員数	4名
出資金	4,000,000円
住所	宮古市保久田 3-12
電話	0193-63-1911

人気の味の復活

陸中海岸国立公園のほぼ中心に位置し、名勝「浄土ヶ浜」を有する宮古市に新たな企業組合「企業組合味工房楓」が誕生した。「企業組合味工房楓」は一昨年12月に閉店した宮古市内の老舗スーパーの惣菜部門に長年勤務し、惣菜や饅頭を調理・販売していた女性従業員4名が、長洞理事長を中心として、設立。

設立のきっかけとなったのは、長洞理事長がスーパー勤務時代に開発した、「楓まんじゅう」。このまんじゅうは、北は北海道、南は名古屋まで配達するヒット商品で、彼岸には1万2千個、端午の節句には4千個の販売実績があった。しかし、そんな人気の手づくりまんじゅうもスーパーの閉店により無くなってしまい、名物であった手づくりまんじゅうを惜しむ声が顧客の間に多く広がった。そういった中、長洞理事長達は「待っている多くの人がいる」という思いから、創業を決意。平成17年3月、地元商工会議所が主催した起業相談会を経て、本会の支援事業を活用してコーディネーターや中小企業診断士のアドバイス等を受けて事業計画を練り、同年8月に宮古市で二番目となる企業組合を設立。そして同年9月2日に、宮古市保久田町に惣菜店「味工房楓」をオープン。以来、惣菜や弁当などを買い求める大勢の人で賑わっている。



人気の楓まんじゅう

キメ細かなサービスの提供

近年、女性の社会進出の定着化、消費者嗜好の多様化、核家族化、個食化などのため惣菜を利用する人が増加してきており、そういった人たちを支えよう支援しようとしている。そんな「味工房楓」は以下の4点をモットーとしている。

「調理時間の短縮化、家事代行を担う手づくりの味」を大事にした商品を扱う。

野菜を中心としたメニューの割合を高め、健康志向をアピールする。

低カロリーで健康的イメージの高いメニューをおしゃれに提供。

地場産品の生産者と連携。

加えて、一般家庭での食事、行事での弁当、巻き寿司、おにぎりや冠婚葬祭における赤飯、饅頭、オードブルの販売も行っている。また、バイキング方式で販売した商品をその場で食べることができるように、テーブル、椅子を設置し、汁物やお茶を出す等といったキメ細かなサービスを提供している。



